

運営：特定非営利活動法人輝HIKARI

当団体は、障がいのある方々へ支援をされている、全国各地の皆様と交流を重ねています。そこで学んだ、地域の特性をいかした「良き支援」を取り入れ、共助の心を大切に、我が地域にも相互共有を行っています。また、当団体にご縁をされる全ての方々が「ひかり輝き」、住み慣れたまちで「自分らしく生きる」ことを応援しています。

【特定非営利活動法人 輝HIKARI 本部】
さいたま市見沼区大和田町1-958-1 KCC3ビル3階
TEL:048-675-2800 FAX:048-610-8743

放課後等デイサービス

輝HIKARI志木
埼玉県志木市上宗岡 2-8-12
TEL:048-475-4065 FAX:048-475-4066



輝HIKARIさいたま
さいたま市北区吉野町 1-339-8 TOWA ビル 1F
TEL:048-783-4981 FAX:048-783-4982



輝HIKARIみらい
さいたま市見沼区大和田町 2-1245-1 2 階
TEL:048-812-8757 FAX:048-812-8759



児童発達支援

輝HIKARIみらいキッズ
さいたま市見沼区大和田町 2-1245-1 1 階
TEL:048-812-8167 FAX:048-812-8169



CoCoRearは<
埼玉県志木市上宗岡 2-8-13
TEL:048-487-7526 FAX:048-487-7536



相談支援事業所
相談室 HIKARI
埼玉県志木市上宗岡2-8-12
(輝HIKARI 志木内)
TEL:048-486-9250
FAX:048-486-9260

訪問人浴介護
ハートぷれいす HIKARI
埼玉県蓮田市蓮田3-84-2
TEL:048-765-1260
FAX:048-765-1261

輝HIKARIは、障がいのある子どもたちが、心豊かに育ちあうまちづくりのために活動します。

- 子どもたちが、楽しく、安心して過ごせる環境のなかで、こころとからだの発達を促し、それぞれの個性と生活力を引き出す、遊びと学びの体験の場を提供します。
- 子どもたちが社会の構成員として心豊かに暮らせるように、地域交流やネットワークづくりを通して、ご家族、支援機関、地域の皆様とのつながりを深めます。
- お子様の思い、ご家族の願いを受け止め、個別支援計画として共有し、成長する姿を見守りながら、ひとりひとりに必要な支援や関わりを考えます。

交通案内



事業所概要

事業所名	放課後等デイサービスCoCoRear
所在地	〒353-0001 埼玉県志木市上宗岡 2-8-13
TEL/FAX	TEL:048-485-8034 FAX:048-485-8134
ホームページ	http://cocorear.support-hikari.net/
E-mail	cocorear@support-hikari.net



ご利用案内

放課後等デイサービスCoCoRearは、ひとりひとりが個性を發揮し、ソーシャルスキルを身につけて、地域で自分らしく生きる力を育めるように、ライフステージにあった「学び」と「遊び」の場を提供致します。



ライフステージにあった「学び」と「遊び」の場を提供致します。



学習支援

学校での学習課題（宿題）の見守り確認、指導などを支援します。

Study



創作体験

好きなことを楽しみながら、夢中になって取り組むことから、絵画、音楽など、個性を引き出す機会を提供します。

Art



運動体験

自然の中で思いきり走ったり、跳んだり、スポーツを通して、楽しみながら、運動能力や集中力を引き出す機会を提供します。

Sports



社会生活体験

買物、調理、季節の行事、地域の人との交流などを通して、さまざまな生活体験の機会を提供します。

Social Skill



ご利用案内

要件	受給者証（各市町村）
定員	10名/日
開所日	放課後等デイサービス 月～金 14:00～17:30 学校休業日 10:00～16:00
休業日	日曜日、祝日、年末年始、夏季休業、職員研修日
費用	(1) 利用料金 児童福祉法に定めるサービス料金の一割負担です。毎月の利用料金負担の上限額が世帯収入等によって定められているため、さらにご負担が少なくなることもございます。 (2) その他の費用 ① 創作的活動に係る材料費、その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用については、事前に説明のうえ、実費をご負担頂きます。 ② おやつ代 50円/日
学校休業日の昼食	基本的にはお弁当の持参をお願いします。

ご利用の流れ

① 見学・面談

★ お子様と一緒に見学にお越し頂き、お子様の状況、ご家族が考える課題や、目標等をお聞かせください。

② 受給者証の手続き

お住まいの市町村の担当窓口にて申請を行い、受給者証の発行を行って頂きます。療育手帳がなくても障害が認められる、または想定される場合は、受給者証を取得することが可能です。

※受給者証の手続きに必要なもの：印鑑、療育手帳または、医師の診断等

③ 利用申込・契約

★ 見学、面談などでご納得頂けた場合、ご利用契約を行います。いよいよ、ご利用開始です。

運動や創作、社会生活体験など、いろいろな体験をしてみましょう!

放課後等デイサービス

はじめの会

おやつ

個別支援

集団あそび

身支度

おわりの会